

商標審査基準たたき台（案）

商標法 3 条 1 項全体

商標審査基準たたき台（案）	現行の商標審査基準
第 1 第 3 条第 1 項（商標登録の要件） 第三条 自己の業務に係る商品又は役務について使用をする商標については、次に掲げる商標を除き、商標登録を受けることができる。 一 その商品又は役務の普通名称を普通に用いられる方法で表示する標章のみからなる商標 二 その商品又は役務について慣用されている商標 三 その商品の産地、販売地、品質、原材料、効能、用途、形状（包装の形状を含む。第二十六条第一項第二号及び第三号において同じ。）、生産若しくは使用の方法若しくは時期その他の特徴、数量若しくは価格又はその役務の提供の場所、質、提供の用に供する物、効能、用途、態様、提供の方法若しくは時期その他の特徴、数量若しくは価格を普通に用いられる方法で表示する標章のみからなる商標 四 ありふれた氏又は名称を普通に用いられる方法で表示する標章のみからなる商標 五 極めて簡単で、かつ、ありふれた標章のみからなる商標 六 前各号に掲げるもののほか、需要者が何人かの業務に係る商品又は役務であることを認識することができない商標	第 1 第 3 条第 1 項（商標登録の要件） 第三条 自己の業務に係る商品又は役務について使用をする商標については、次に掲げる商標を除き、商標登録を受けることができる。 一 その商品又は役務の普通名称を普通に用いられる方法で表示する標章のみからなる商標 二 その商品又は役務について慣用されている商標 三 その商品の産地、販売地、品質、原材料、効能、用途、形状（包装の形状を含む。第二十六条第一項第二号及び第三号において同じ。）、生産若しくは使用の方法若しくは時期その他の特徴、数量若しくは価格又はその役務の提供の場所、質、提供の用に供する物、効能、用途、態様、提供の方法若しくは時期その他の特徴、数量若しくは価格を普通に用いられる方法で表示する標章のみからなる商標 四 ありふれた氏又は名称を普通に用いられる方法で表示する標章のみからなる商標 五 極めて簡単で、かつ、ありふれた標章のみからなる商標 六 前各号に掲げるもののほか、需要者が何人かの業務に係る商品又は役務であることを認識することができない商標
1. 判断時期について <u>本項に該当するか否かの判断時期は、査定時とする。</u> <u>（拒絶査定不服審判請求があったときの判断時期は、審決時とする。）</u> 2. 立体商標について <u>(1) 立体的形状に本項各号に該当しない文字、図形等の標章を結合した場合には、その標章が商品又は役務の出所を表示する使用態様で用いるものと認識することができれば、商標全体としても本項各号に該当しない。</u> <u>(2) 本項各号に該当する文字に単に厚みをもたせたにすぎない立体的形状のみからなる場合は、原則として、本項当該号に該当する。</u>	1. 第 3 条第 1 項の規定に該当するか否かの判断時期は、査定時とする。 2. 第 3 条第 1 項各号に該当する文字に単に厚みをもたせたにすぎない立体的形状のみからなる立体商標は、原則として、第 3 条第 1 項の当該号の規定に該当するものとする。

3. 動き商標について (1) 動き商標を構成する文字や図形等の標章と、その標章が時間の経過に伴って変化する状態とを総合して、商標全体として<u>考察する。</u> (2) 動き商標を構成する文字や図形等の標章が<u>本項各号</u>に該当しない場合には、商標全体としても<u>本項各号に該当しない。</u> (3) 標章が時間の経過に伴って変化する状態が軌跡として線等で表され、それが、文字や図形等の標章を描く場合には、描かれたその標章が、<u>本項各号</u>の規定に該当するものであるか<u>判断する。</u> 4. ホログラム商標について (1) ホログラム商標を構成する文字や図形等の標章と、その標章が立体的に描写される効果、光の反射により輝いて見える効果、見る角度により別の表示面が見える効果等のホログラフィーその他の方法による視覚効果により変化する状態とを総合して、商標全体として<u>考察する。</u> (2) (1)の視覚効果のうち、立体的に描写される効果、光の反射により輝いて見える効果等の文字や図形等の標章を装飾する効果については、表示面に表された文字や図形等の標章が、<u>本項各号</u>に該当するものであるか<u>判断する。</u> ホログラム商標を構成する文字や図形等の標章が<u>本項各号</u>に該当しない場合には、商標全体としても<u>本項各号に該当しない。</u> (3) (1)の視覚効果のうち、見る角度により別の表示面が見える効果が施されている場合には、それぞれの表示面に表された文字や図形等の標章が、<u>本項各号</u>に該当するものであるかを判断するとともに、その表示面の商標全体に占める割合、表示される文脈、他の表示面の標章の関連性等を総合して、商標全体として<u>考察する。</u> 5. 色彩のみからなる商標について (1) <u>二以上</u>の色彩を組み合わせる商標については、商標全体として<u>考察する。</u> 色彩を付する位置を特定したものについても、同様とする。 (2) 色彩を付する位置を特定したものについては、色彩のみからなる商標を構成する標章は色彩のみであることから、その位置は考慮せず、色彩が<u>本項各</u>	3. 動き商標の第3条第1項の商標登録の要件については、次のとおりとする。 (1) 動き商標を構成する文字や図形等の標章とその標章が時間の経過に伴って変化する状態とを総合して、商標全体として考察するものとする。 (2) 動き商標を構成する文字や図形等の標章が第3条第1項各号の規定に該当しない場合には、商標全体としても第3条第1項各号の規定に該当しないものとする。 (3) 標章が時間の経過に伴って変化する状態が軌跡として線等で表され、それが、文字や図形等の標章を描く場合には、描かれたその標章が、第3条第1項各号の規定に該当するものであるか判断するものとする。 4. ホログラム商標の第3条第1項の商標登録の要件については、次のとおりとする。 (1) ホログラム商標を構成する文字や図形等の標章とその標章がホログラフィーその他の方法による視覚効果（立体的に描写される効果、光の反射により輝いて見える効果、見る角度により別の表示面が見える効果等）により変化する状態とを総合して、商標全体として考察するものとする。 (2) (1)の視覚効果のうち、立体的に描写される効果、光の反射により輝いて見える効果等の文字や図形等の標章を装飾する効果については、表示面に表された文字や図形等の標章が、第3条第1項各号の規定に該当するものであるか判断するものとする。 ホログラム商標を構成する文字や図形等の標章が第3条第1項各号の規定に該当しない場合には、商標全体としても第3条第1項各号の規定に該当しないものとする。 (3) (1)の視覚効果のうち、見る角度により別の表示面が見える効果が施されている場合には、それぞれの表示面に表された文字や図形等の標章が、第3条第1項各号の規定に該当するものであるかを判断するとともに、その表示面の商標全体に占める割合、表示される文脈、他の表示面の標章の関連性等を総合して、商標全体として考察するものとする。 5. 色彩のみからなる商標の第3条第1項の商標登録の要件については、次のとおりとする。 (1) 色彩を組み合わせる商標については、商標全体として考察するものとする。 (2) 色彩を付する位置を特定したものについては、色彩のみからなる商標を構成するものは色彩のみであることから、その位置は考慮せず、色彩が第3条
---	---

<u>号に該当するものであるかを判断する。</u> <u>6. 音商標について</u> <u>(1) 音商標を構成する音の要素（音楽的要素及び自然音等）及び言語的要素（歌詞等）を総合して、商標全体として<u>考察する。</u></u> <u>(2) 言語的要素が<u>本項各号</u>に該当しない場合には、商標全体としても<u>本項各号</u>に<u>該当しない。</u></u> <u>(3) 音の要素が<u>本項各号</u>に該当しない場合には、商標全体としても<u>本項各号</u>に<u>該当しない。</u></u> <u>7. 位置商標について</u> <u>(1) 位置商標を構成する文字や図形等の標章とその標章が付される位置とを総合して、商標全体として<u>考察する。</u></u> <u>(2) 位置商標を構成する文字や図形等の標章が<u>本項各号</u>に該当しない場合には、標章を付する位置にかかわらず、商標全体としても<u>本項各号</u>に<u>該当しない。</u></u>	第1項各号の規定に該当するものであるかを判断するものとする。 6. 音商標の第3条第1項の商標登録の要件については、次のとおりとする。 (1) 音商標を構成する音の要素（音楽的要素及び自然音等）及び言語的要素（歌詞等）を総合して、商標全体として考察するものとする。 (2) 言語的要素が第3条第1項各号の規定に該当しない場合には、商標全体としても第3条第1項各号の規定に該当しないものとする。 (3) 音の要素が第3条第1項各号の規定に該当しない場合には、商標全体としても第3条第1項各号の規定に該当しないものとする。 7. 位置商標の第3条第1項の商標登録の要件については、次のとおりとする。 (1) 位置商標を構成する文字や図形等の標章とその標章が付される位置とを総合して、商標全体として考察するものとする。 (2) 位置商標を構成する文字や図形等の標章が第3条第1項各号の規定に該当しない場合には、標章を付する位置にかかわらず、商標全体としても第3条第1項各号の規定に該当しないものとする。
--	--

商標法 3 条 1 項柱書

商標審査基準たたき台（案）	現行の商標審査基準
二、第 3 条第 1 項柱書 第三条 自己の業務に係る商品又は役務について使用をする商標については、次に掲げる商標を除き、商標登録を受けることができる。 <u>商標法施行規則</u> 第四条 商標に係る文字、図形、記号、立体的形状又は色彩が変化するものであつて、その変化の前後にわたるその文字、図形、記号、立体的形状若しくは色彩又はこれらの結合からなる商標（以下「<u>変化商標</u>」という。）のうち、時間の経過に伴って変化するもの（以下「<u>動き商標</u>」という。）の商標法第五条第一項第二号の規定による願書への記載は、その商標の時間の経過に伴う変化の状態が特定されるように表示した一又は異なる二以上の図又は写真によりしなければならない。 第四条の二 <u>変化商標のうち、ホログラフィーその他の方法により変化するもの（前条に掲げるものを除く。以下「<u>ホログラム商標</u>」という。）の商標法第五条第一項第二号の規定による願書への記載は、その商標のホログラフィーその他の方法による変化の前後の状態が特定されるように表示した一又は異なる二以上の図又は写真によりしなければならない。</u> 第四条の三 <u>立体的形状（文字、図形、記号若しくは色彩又はこれらの結合との結合を含む。）からなる商標（以下「<u>立体商標</u>」という。）の商標法第五条第一項第二号の規定による願書への記載は、その商標を一又は異なる二以上の方向から表示した図又は写真によりしなければならない。</u> 第四条の四 <u>色彩のみからなる商標の商標法第五条第一項第二号の規定による願書への記載は、次のいずれかのものによりしなければならない。</u> 一 <u>商標登録を受けようとする色彩を表示した図又は写真</u> 二 <u>商標登録を受けようとする色彩を当該色彩のみで描き、その他の部分を破線で描く等により当該色彩及びそれを付する位置が特定されるように表示した一又は二以上の図又は写真</u> 第四条の五 <u>音からなる商標（以下「<u>音商標</u>」という。）の商標法第五条第一項第二号の規定による願書への記載は、文字若しくは五線譜又はこれらの組み合わせを用いて商標登録を受けようとする音を特定するために必要</u>	二、第 3 条第 1 項柱書 第三条 自己の業務に係る商品又は役務について使用をする商標については、次に掲げる商標を除き、商標登録を受けることができる。

な事項を記載することによりしなければならない。ただし、必要がある場合には、五線譜に加えて一線譜を用いて記載することができる。

第四条の六 商標に係る標章(文字、図形、記号若しくは立体的形状若しくはこれらの結合又はこれらと色彩との結合に限る。)を付する位置が特定される商標(以下「位置商標」という。)の商標法第五条第一項第二号の規定による願書への記載は、その標章を実線で描き、その他の部分を破線で描く等により標章及びそれを付する位置が特定されるように表示した一又は異なる二以上の図又は写真によりしなければならない。

1. 「自己の業務」について

「自己の業務」には、出願人本人の業務に加え、出願人の支配下にあると実質的に認められる者の業務を含む。

(例)

- ① 出願人がその総株主の議決権の過半数を有する株式会社の業務
- ② ①の要件を満たさないが資本提携の関係があり、かつ、その会社の事業活動が事実上出願人の支配下にある場合の当該会社の業務
- ③ 出願人がフランチャイズ契約におけるフランチャイザーである場合の加盟店(フランチャイジー)の業務

2. 「使用をする商標」について

(1) 「使用をする商標」とは、指定商品又は指定役務について、出願人又は出願人の支配下にあると実質的に認められる者(以下「出願人等」という。)が出願商標を現に使用している場合のみならず、将来において出願商標を使用する意思(以下「使用の意思」という。)を有している場合を含む。

(2) 法律その他の事由により、出願人等が指定商品又は指定役務に係る業務を行うことが制限されている場合は、商標の使用及び使用の意思がないことが明らかであるため、本項柱書により登録を受けることができる商標に該当しない。

1. 「自己の業務に係る商品又は役務について使用」をしないことが明らかであるときは、原則として、第3条第1項柱書により登録を受けることができる商標に該当しないものとする。

(例)

- ① 出願人の業務の範囲が法令上制限されているために、出願人が第5条第1項第3号で規定する指定商品又は指定役務(以下「指定商品又は指定役務」という。)に係る業務を行わないことが明らかな場合
- ② 指定商品又は指定役務に係る業務を行うことができる者が法令上制限されているため、出願人が指定商品又は指定役務に係る業務を行わないことが明らかな場合

2. 願書に記載された指定商品又は指定役務が次の(1)又は(2)に該当するときは、原則として、商標の使用の前提となる指定商品又は指定役務に係る業務を出願人が行っているか又は行う予定があるかについて合理的疑義があるものとして、第3条第1項柱書により登録を受けることができる商標に該当しないものとする旨の拒絶理由の通知を行い、出願人の業務を通じて、商標の使用又は使用意思を確認するものとする。

ただし、出願当初から後記3. に基づく資料が提出され、商標の使用又は使用意思が確認できる場合を除く。

(例) <u>指定商品又は指定役務に係る業務を行うことができる者が法令上制限されているため、出願人等が指定商品又は指定役務に係る業務を行えない場合</u> (3) <u>指定商品又は指定役務について、(イ)又は(ロ)に該当するときは、商標の使用及び使用の意思について合理的な疑義があるものとして、本項柱書により登録を受けることができる商標に該当しないものとする旨の拒絶理由の通知を行い、下記 3. に従い商標の使用又は使用の意思を確認する。</u> ただし、出願当初から、<u>出願人等における商標の使用又は使用の意思があることが確認できる場合を除く。</u> (イ) <u>第 2 条第 2 項に規定する役務（以下「小売等役務」という。）について</u> ① 「衣料品、飲食料品及び生活用品に係る各種商品を一括して取り扱う小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供」（以下、「総合小売等役務」という。）に該当する役務を個人（自然人をいう。）が指定してきた場合。 ② 総合小売等役務に該当する役務を法人が指定してきた場合であって、「自己の業務に係る商品又は役務について使用」をするものであるか否かについて調査を行っても、出願人等が総合小売等役務を行っているとは認められないとき。 ③ 類似の関係にない複数の小売等役務を指定してきた場合。 (ロ) (イ)を除く商品・役務の全般について 1 区分内での商品又は役務の指定が広い範囲に及んでいる場合。 3. 「使用をする商標」であることの確認について (1) 「使用をする商標」であることは、少なくとも、類似群ごとに明らかにする必要がある。 (2) <u>出願人等における商標の使用又は使用の意思については、商標の使用の前提となる指定商品又は指定役務に係る業務を行っているかまたは行う予定があるかを通じて確認する。</u> (3) <u>業務を行っていることの確認について</u> (イ) <u>総合小売等役務に属する小売等役務を行っているか否かは、次の事実を考慮して総合的に判断する。</u> ① <u>小売業又は卸売業を行っていること。</u>	(1) 商標法第 2 条第 2 項に規定する役務（以下「小売等役務」という。）について (イ) 「衣料品、飲食料品及び生活用品に係る各種商品を一括して取り扱う小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供」（以下、「総合小売等役務」という。）に該当する役務を個人（自然人をいう。）が指定してきた場合。 (ロ) 総合小売等役務に該当する役務を法人が指定してきた場合であって、「自己の業務に係る商品又は役務について使用」をするものであるか否かについて調査を行っても、出願人が総合小売等役務を行っているとは認められないとき。 (ハ) 類似の関係にない複数の小売等役務を指定してきた場合。 (2) 商品・役務の全般について 1 区分内での商品又は役務の指定が広範な範囲に及んでいるため、指定商品又は指定役務について商標の使用又は使用の意思があることに疑義がある場合。 3. 上記 2. による拒絶理由の通知をした場合、商標の使用又は使用意思の確認は、次のとおり行うものとする。 (1) 「自己の業務に係る商品又は役務について使用」をするものであることを明らかにするためには、少なくとも、類似群ごとに、指定商品又は指定役務に係る業務を出願人が行っているか又は行う予定があることを明らかにする必要があるものとする。 (2) 指定商品又は指定役務に係る業務を出願人が行っていることの証明は、例えば、次の証拠方法によるものとする。 ① 印刷物（新聞、雑誌、カタログ、ちらし等）
--	---

② <u>その小売等役務の取扱商品の品目が、衣料品、飲食料品及び生活用品の各範疇にわたる商品を一括して1事業所で扱っていること。</u> ③ <u>衣料品、飲食料品及び生活用品の各範疇のいずれもが総売上高の10%～70%程度の範囲内であること。</u> (ロ) <u>指定商品又は指定役務に係る業務を出願人等が行っていることは、例えば、次の方法により確認する。</u> ① <u>出願人等の取扱商品が記載されたカタログ、チラシ等の印刷物</u> ② <u>出願人等が運営する店舗及び取扱商品が分かる店内の写真</u> ③ <u>出願人等の取扱商品が分かる取引書類（注文伝票、納品書、請求書、領収書等）</u> ④ <u>出願人等の業務内容、取扱商品が紹介されている新聞、雑誌、インターネット等の記事</u> ⑤ <u>（総合小売等役務の場合）小売等役務に係る商品の売上高が判る資料</u> (4) <u>業務を行う予定があることの確認について</u> (イ) <u>指定商品又は指定役務に係る業務を出願人等が行う予定があるか否かは、概ね出願後3～4年以内（登録後3年に相当する時期まで）に商標の使用を開始する意思があることを要する。</u> (ロ) <u>指定商品又は指定役務に係る業務を出願人等が行う予定があることの確認のためには、商標の使用の意思を明記した文書（①出願に係る商標を使用する意図、②指定商品の生産、譲渡（販売を含む）のいずれの事業を具体的にを行うのか（指定役務の場合はその提供の計画）、③商標の使用の開始時期を明記し、出願人等が記名及び押印（法人の場合は、少なくとも当該事業の担当責任者の記名及び押印）したもの）、及びその準備状況を示す書類（事業計画書）（使用開始に至るまでの具体的な事業の準備状況や計画（商品又は役務の企画の決定、工場や店舗の建設等）を記載したもの）の提出を求める。</u> なお、商標の使用意思が明確でない場合や当該事業計画に疑義がある場合	② 店舗及び店内の写真 ③ 取引書類（注文伝票、納品書、請求書、領収書等） ④ 公的機関等（国、地方公共団体、在日外国大使館、商工会議所等）の証明書 ⑤ 同業者、取引先、需要者等の証明書 ⑥ インターネット等の記事 ⑦ 小売等役務に係る商品の売上高が判る資料等 (3) 小売等役務に係る業務を行っていることの証明は、次によることとする。 (イ) 総合小売等役務に属する小売等役務については、例えば、次の資料によって総合的に証明される。 ① 小売業又は卸売業を行っていること。 ② その小売等役務の取扱商品の品目が、衣料品、飲食料品及び生活用品の各範疇にわたる商品を一括して1事業所で扱っていること。 ③ 衣料品、飲食料品及び生活用品の各範疇のいずれもが総売上高の10%～70%程度の範囲内であること。 (ロ) 総合小売等役務以外の小売等役務については、例えば、次の資料によって総合的に証明される。 ① 小売業又は卸売業を行っていること。 ② その小売業又は卸売業が小売等役務に係る取扱商品を取り扱うものであること。 (4) 指定商品又は指定役務に係る業務を出願人が行う予定があることの証明については、概ね出願後3～4年以内（登録後3年に相当する時期まで）に商標の使用を開始する意思を示す必要があるものとし、そのために商標の使用の意思を明記した文書、及びその準備状況を示す書類（事業計画書）の提出を求める。 前者については、 ① 出願に係る商標を使用する意図 ② 指定商品の生産、譲渡（販売を含む）のいずれの事業を具体的にを行うのか（指定役務の場合はその提供の計画） ③ 商標の使用の開始時期を明記し、出願人が記名及び押印（法人の場合は、少なくとも当該事業の担当責任者の記名及び押印）したものとする。 後者については、使用開始に至るまでの具体的な事業の準備状況や計画（商品又は役務の企画の決定、工場や店舗の建設等）を記載したものとする。 なお、商標の使用意思が明確でない場合や当該事業計画に疑義がある場合には、必要に応じその事業の実施や計画を裏付ける書類の提出を求めることと
---	---

には、必要に応じその事業の実施や計画を裏付ける書類の提出を求める。

4. 国際商標登録出願について

国際商標登録出願において、国際登録に係る商標が第2条第1項に規定する商標に該当しないことが明らかなときは、本項柱書により登録を受けることができる商標に該当しない。

5. 団体商標について

(1) 団体商標の商標登録出願については、当該団体及びその構成員の双方が使用をしないものばかりでなく、当該団体が指定商品又は指定役務について使用するのみで、その構成員が使用をするものでないときも、本項柱書（第7条第2項の規定により読み替えて適用）により登録を受けることができる商標に該当しない。

(2) 団体商標に相当する商標である旨の記載がなされた国際商標登録出願において、第7条第3項に規定する証明書（第7条第1項の法人であることを証する書面）の提出がされないときは、本項柱書の規定により商標登録を受けることができる商標に該当しない。

なお、団体商標の商標登録出願（国内出願）については、補正指令（方式）の対象となる。

6. 立体商標について

立体商標である旨の記載があっても、願書中の商標登録を受けようとする商標を記載する欄へ記載した商標（以下「願書に記載した商標」という。）が立体商標を構成するものと認められないときは、本項柱書により商標登録を受けることができる商標に該当しない。

する。

(注) 上記2. 及び3. の基準は、平成19年4月1日以降にされた商標登録出願より施行するものとする。

4. 国際商標登録出願において、国際登録に係る商標が第2条第1項に規定する商標に該当しないことが明らかなときは、第3条第1項柱書により登録を受けることができる商標に該当しないものとする。

5. 団体商標の商標登録出願については、当該団体及びその構成員の双方が使用をしないものばかりでなく、当該団体が指定商品又は指定役務について使用するのみで、その構成員が使用をするものでないときも、第3条第1項柱書（第7条第2項の規定により読み替えて適用）により登録を受けることができる商標に該当しないものとする。

6. 「団体商標」に相当する商標である旨の記載がなされた国際商標登録出願において、第7条第3項に規定する証明書（第7条第1項の法人であることを証する書面）の提出がされないときは、第3条第1項柱書の規定により商標登録を受けることができる商標に該当しないものとする。

なお、団体商標の商標登録出願（国内出願）については、補正指令（方式）の対象となる。

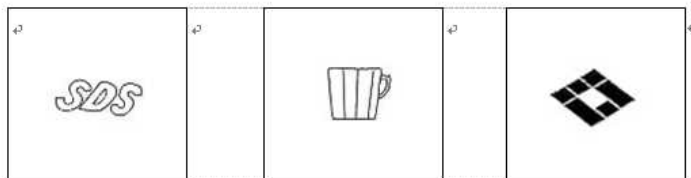
7. 立体商標について

立体商標である旨の記載があっても、願書中の商標登録を受けようとする商標を記載する欄へ記載した商標（以下「願書に記載した商標」という。）が立体商標としての商標の構成及び態様を特定し得るものと認められないときは、第3条第1項柱書の規定により商標登録を受けることができる商標に該当しないものとする。

また、国際商標登録出願についても、同様に扱うものとする。

(1) 立体商標と認められない例

(イ) 願書に記載した商標が、立体的形状を表したものと認められない場合



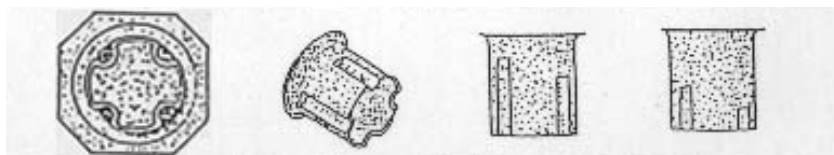
(注) 立体的形状としての厚み等の三次元の物の外観としての形状が表示されておらず、文字、図形、記号と認識される。

(ロ) 願書に記載した商標が、立体的形状と文字、図形、記号が分離して記載されたものと認められる場合



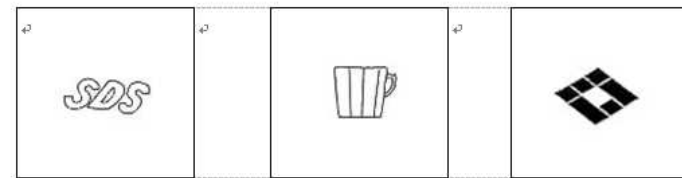
(注) 文字、図形、記号が立体的形状に係る物の表面に貼り付けられたような構成及び態様でなく、分離した構成及び態様であるため、全体としては、三次元の物の外観としての形状が表示されているとはいえず、立体商標として認識することができない。

(ハ) 願書に記載した商標に複数の図が記載されているが、各図の示す標章が合致しない場合



(1) 立体商標の構成及び態様を特定するものとは認められない例

① 願書に記載した商標が三次元の物の外観としての立体的形状として記載がされていない場合



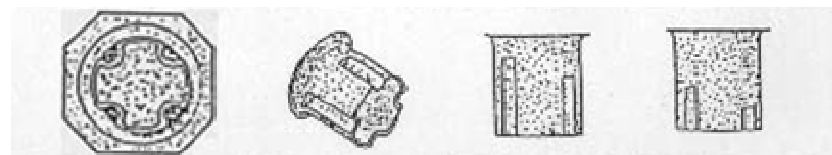
(注) 立体的形状としての厚み等の三次元の物の外観としての形状が表示されておらず、立体商標として認識することができない。

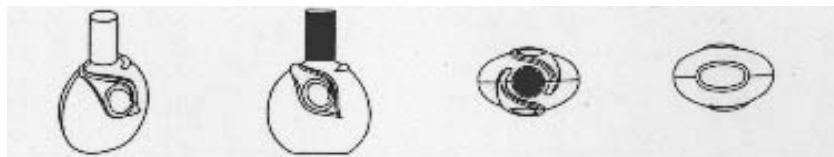
② 願書に記載した商標が立体的形状と平面標章が分離した構成及び態様をもって記載されている場合



(注) 平面標章が立体的形状に係る物の表面に貼り付けられたような構成及び態様でなく、分離した構成及び態様であるため、全体としては、三次元の物の外観としての形状が表示されているとはいえず、立体商標として認識することができない。

③ 願書に記載した商標に複数の図が記載されているが、各図の示す標章が合致しない場合





(注) 各図が表す立体的形状、図形、文字、色彩の付し方等の標章が合致しておらず、一つの立体的形状として特定されていない。

(二) 願書に記載した商標が、指定商品等の形状からなり、その出願に係る指定商品等の中に、本願商標について明らかに商標としての使用態様は採り得ないものが含まれている場合

【商標登録を受けようとする商標】



【指定商品又は指定役務並びに商品及び役務の区分】

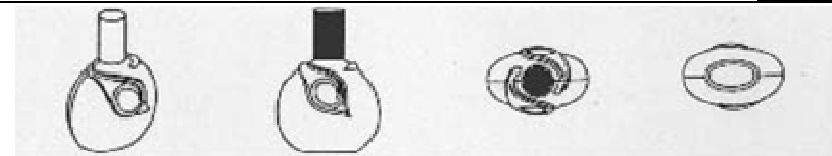
【第 5 類】

【指定商品（指定役務）】薬剤，歯科用材料，医療用腕環，医療用油紙，衛生マスク，ガーゼ，眼帯，脱脂綿，ばんそうこう，包帯

(注) この場合、第 3 条第 1 項柱書の要件を満たさない拒絶理由を通知し、薬剤のみに補正がされれば、拒絶理由が解消する。

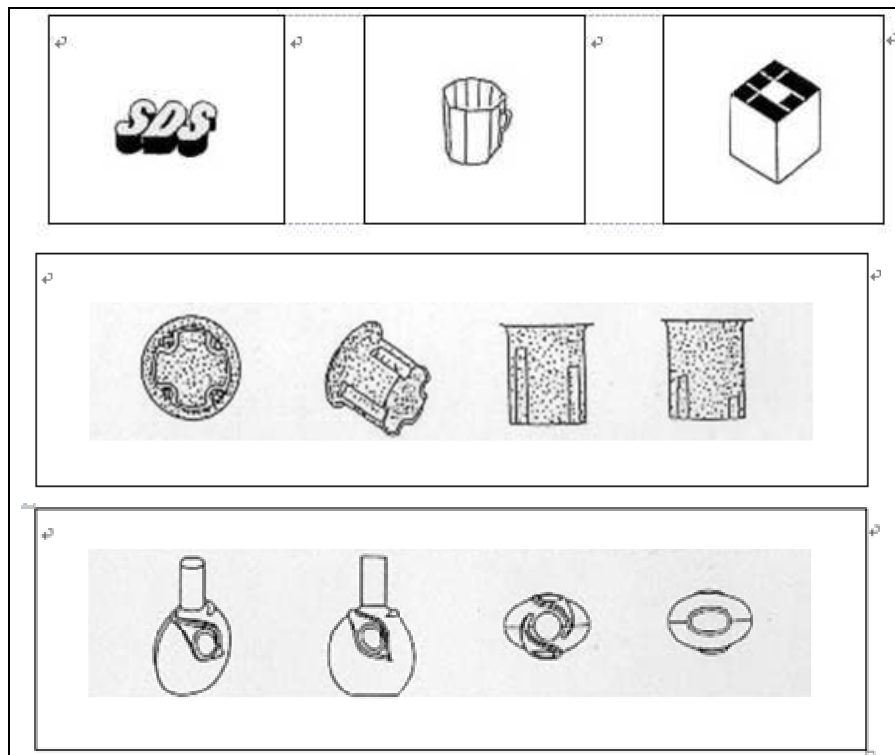
(2) 立体的形状を構成するものと認められる例

願書に記載した商標が、立体的形状または立体的形状と文字、図形、記号が結合しているものと認識できる場合。



(注) 各図が表す立体的形状、図形、文字、色彩の付し方等の標章が合致していない。

(2) 立体商標の構成及び態様を特定し得るものと認められる例

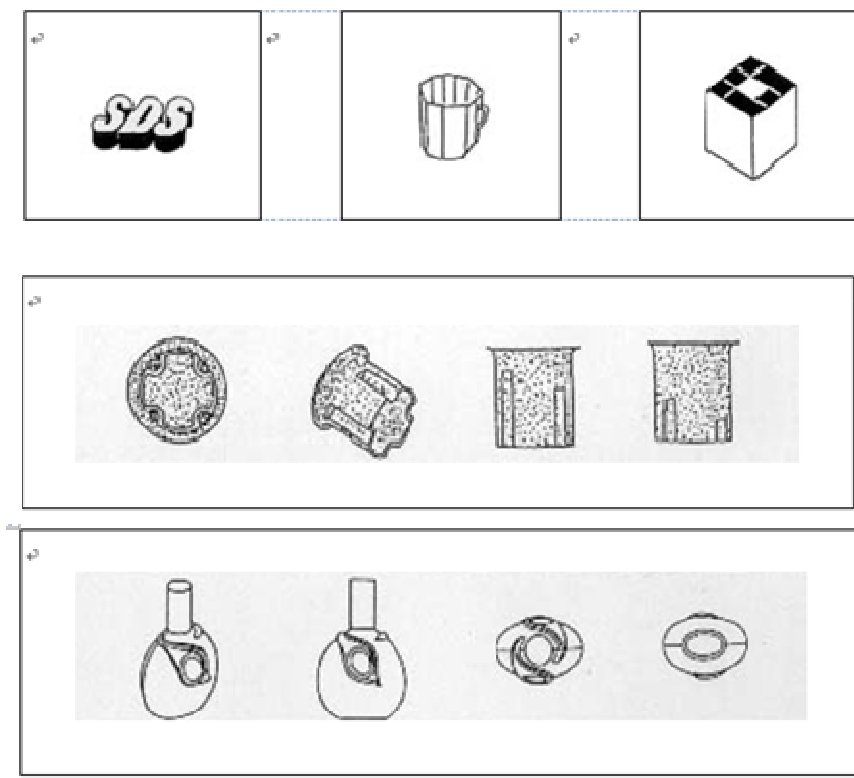


7. 動き商標について

動き商標である旨の記載があっても、願書に記載した商標及び商標の詳細な説明から、願書に記載した商標が動き商標を構成するものと認められない場合には、本項柱書により商標登録を受けることができる商標に該当しない。

(1) 動き商標を構成すると認められない例

願書に記載した商標から、時間の経過に伴う標章の変化の状態が確認できない場合。

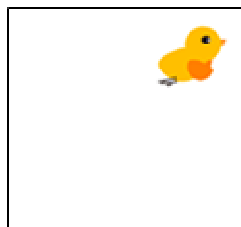


8. 動き商標について

動き商標である旨の記載があっても、願書に記載した商標及び第5条第4項で規定する商標の詳細な説明（以下「商標の詳細な説明」という。）から動き商標と認められない場合には、第3条第1項柱書の規定により商標登録を受けることができる商標に該当しないものとする。

(1) 動き商標と認められない例

願書に記載した商標である図又は写真から時間の経過に伴う標章の変化の状態が確認できない場合。



(例) 一枚の図によって記載されており、指示線もないため時間の経過に伴う標章の変化の状態が確認できない

(2) 動き商標と認められる例

願書に記載した商標から、時間の経過に伴う標章の変化の状態が確認でき、商標の詳細な説明からもその旨を認識し得る場合。

(例 1) 一枚の図によって記載されている例（標章が変化せず移動する例）

【商標登録を受けようとする商標】

【動き商標】

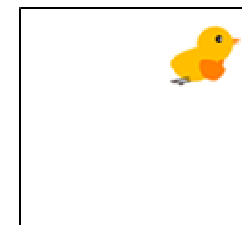
【商標の詳細な説明】

商標登録を受けようとする商標（以下「商標」という。）は、動き商標である。

鳥が、左下から破線の軌跡に従って、徐々に右上に移動する様子を表している。この動き商標は、全体として 3 秒間である。

なお、図中の破線矢印は、鳥が移動する軌跡を表すための便宜的なものであり、商標を構成する要素ではない。

(例) 一枚の図によって記載されているが、指示線がないため時間の経過に伴う標章の変化の状態が確認できない場合



(2) 動き商標と認められる例

願書に記載した商標が、時間の経過に伴う標章の変化の状態が特定されるように表示された一又は異なる二以上の図又は写真であって、商標の詳細な説明に、動き商標と認識し得る記載がなされている場合。

(例 1) 一枚の図によって記載されている例（標章が変化せず移動する例）

【商標登録を受けようとする商標】

【動き商標】

【商標の詳細な説明】

商標登録を受けようとする商標（以下「商標」という。）は、動き商標である。

鳥が、左下から破線の軌跡に従って、徐々に右上に移動する様子を表している。この動き商標は、全体として 3 秒間である。

なお、図中の破線矢印は、鳥が移動する軌跡を表すための便宜的なものであり、商標を構成する要素ではない。

(例 2) 異なる複数の図によって記載されている例



8. ホログラム商標について

ホログラム商標である旨の記載があっても、願書に記載した商標及び商標の詳細な説明から、願書に記載した商標がホログラム商標を構成するものと認められない場合には、本項柱書により商標登録を受けることができる商標に該当しない。

(1) ホログラム商標と認められない例

願書に記載した商標から、立体的に描写される効果、光の反射により輝いて見える効果、見る角度により別の表示面が見える効果等のホログラフィーその他の方法による視覚効果による標章の変化の状態が確認できない場合。



(例 2) 異なる複数の図によって記載されている例



9. ホログラム商標について

ホログラム商標である旨の記載があっても、願書に記載した商標及び商標の詳細な説明からホログラム商標と認められない場合には、第 3 条第 1 項柱書の規定により商標登録を受けることができる商標に該当しないものとする。

(1) ホログラム商標と認められない例

願書に記載した商標である図又は写真からホログラフィーその他の方法による視覚効果（立体的に描写される効果、光の反射により輝いて見える効果、見る角度により別の表示面が見える効果等）による標章の変化の前後の状態が確認できない場合。

(例) 複数の表示面を一枚の図により表しているために、見る角度により別の表示面が見える効果により変化する標章の変化の前後の状態が確認できない場合。

(例) 複数の表示面を一枚の図により表しているために、見る角度の違いから別の表示面が見える効果により変化する標章の変化の前後の状態が確認できない

(2) ホログラム商標と認められる例

願書に記載した商標から、ホログラフィーその他の方法による視覚効果により変化する標章の変化の状態が確認でき、商標の詳細な説明にも、その旨を認識し得る記載がなされている場合。

(例) 複数の表示面が表示されるホログラム商標

【商標登録を受けようとする商標】



【ホログラム商標】

【商標の詳細な説明】

商標登録を受けようとする商標（以下「商標」という。）は、見る角度により別の表示面が見えるホログラム商標である。

左側から見た場合には、図 1 に示すとおり、正面から見た場合には、図 2 に示すとおり、右側から見た場合には、図 3 に示すとおりである。

なお、商標の右下隅に表示されている番号は、図の順番を表したものであり、商標を構成する要素ではない。

9. 色彩のみからなる商標について

色彩のみからなる商標である旨の記載があっても、願書に記載した商標及び商標の詳細な説明から、願書に記載した商標が色彩のみからなる商標を構成するものと認められない場合には、本項柱書により商標登録を受けることができる商標に該当しない。

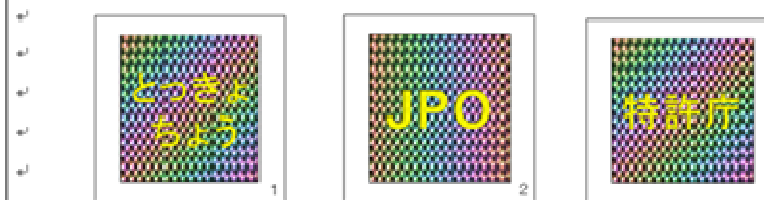


(2) ホログラム商標と認められる例

願書に記載した商標が、ホログラフィーその他の方法による視覚効果により変化する標章の変化の前後の状態が特定されるように表示した一又は異なる二以上の図又は写真であって、商標の詳細な説明に、ホログラム商標と認識し得る記載がなされている場合。

(例)

【商標登録を受けようとする商標】



【ホログラム商標】

【商標の詳細な説明】

商標登録を受けようとする商標（以下「商標」という。）は、見る角度により別の表示面が見えるホログラム商標である。

左側から見た場合には、図 1 に示すとおり、正面から見た場合には、図 2 に示すとおり、右側から見た場合には、図 3 に示すとおりである。

なお、商標の右下隅に表示されている番号は、図の順番を表したものであり、商標を構成する要素ではない。

10. 色彩のみからなる商標について

色彩のみからなる商標である旨の記載があっても、願書に記載した商標及

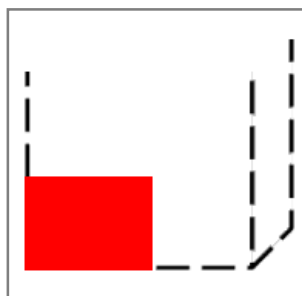
(1) 色彩のみからなる商標と認められない例

(イ) 願書に記載した商標から、文字や図形等を認識させることが明らかである場合



(ロ) 願書に記載した商標から、色彩を付する商品等における位置が特定していると認識できない場合

【商標登録を受けようとする商標】



【色彩のみからなる商標】

【商標の詳細な説明】

商標登録を受けようとする商標（以下「商標」という。）は、色彩のみからなる商標であり、商品の包装容器の前面左下部を赤色（RGBの組合せ：R255，G0，B0）とする構成からなる。なお、破線は、商品の形状の一例を示したものであり、商標を構成する要素ではない。

【指定商品又は指定役務並びに商品及び役務の区分】

【第5類】

【指定商品（指定役務）】 薬剤

（注）包装容器の破線が、全体像を表していない。

び商標の詳細な説明から色彩のみからなる商標と認められない場合には、第3条第1項柱書の規定により商標登録を受けることができる商標に該当しないものとする。

(1) 色彩のみからなる商標と認められない例

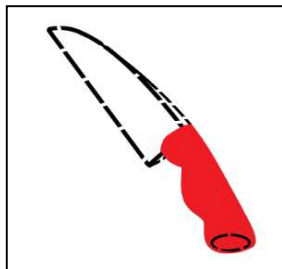
願書に記載した商標から色彩のみからなる商標と認められない場合。

(例) 特定の文字等を認識させることが明らかな場合。



(ハ) 商標の詳細な説明に、標章が図形等であると認識させる記載がされている場合

【商標登録を受けようとする商標】



【色彩のみからなる商標】

【商標の詳細な説明】

商標登録を受けようとする商標（以下「商標」という。）は、色彩のみからなる商標であり、赤色（RGBの組合せ：R255，G 0，B 0）の包丁の柄の部分の波形の形状からなる。

なお、破線は、商品の形状の一例を示したものであり、商標を構成する要素ではない。

【指定商品又は指定役務並びに商品及び役務の区分】

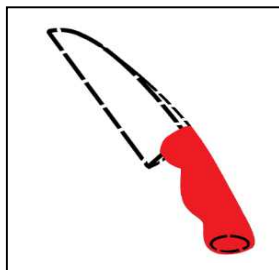
【第 8 類】

【指定商品（指定役務）】包丁

(注) この場合、第 3 条第 1 項柱書及び第 5 条第 5 項の要件を満たさない拒絶理由を同時に通知し、標章が色彩のみからなるものであることが明確になるような補正がされれば、通知した双方の拒絶理由が解消する。

(二) 色彩を付する位置を特定するために記載された商品等の形状が、指定商品等の形状として想定し得ない場合

【商標登録を受けようとする商標】



【色彩のみからなる商標】

【商標の詳細な説明】

商標登録を受けようとする商標（以下「商標」という。）は、色彩のみからなる商標であり、包丁の柄の部分に赤色（RGBの組合せ：R255, G 0, B 0）とする構成からなる。

【指定商品又は指定役務並びに商品及び役務の区分】

【第 8 類】

【指定商品（指定役務）】包丁、手動バリカン

(注) この場合、第 3 条第 1 項柱書の要件を満たさない拒絶理由を通知し、「包丁」のみに補正がされれば、拒絶理由は解消する。

(2) 色彩のみからなる商標と認められる例

(イ) 願書に記載した商標から、標章が色彩のみであることが確認でき、商標の詳細な説明にも、その旨を認識し得る記載がなされている場合。

(例 1) 単色

【商標登録を受けようとする商標】



【色彩のみからなる商標】

【商標の詳細な説明】

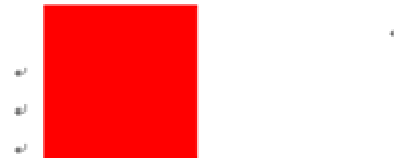
商標登録を受けようとする商標は、色彩のみからなる商標であり、赤色（RGBの組合せ：R255, G 0, B 0）のみからなるものである。

(2) 色彩のみからなる商標と認められる例

(イ) 願書に記載した商標が、色彩を表示した図又は写真であって、商標の詳細な説明に、色彩のみからなる商標と認識し得る記載がなされている場合。

(例 1) 単色

【商標登録を受けようとする商標】



【色彩のみからなる商標】

【商標の詳細な説明】

商標登録を受けようとする商標は、色彩のみからなる商標であり、赤色（RGBの組合せ：R255, G 0, B 0）のみからなるものである。

(例 2) 色彩の組合せ

【商標登録を受けようとする商標】



【色彩のみからなる商標】

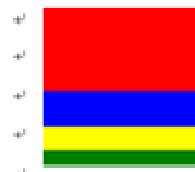
【商標の詳細な説明】

商標登録を受けようとする商標（以下「商標」という。）は、色彩の組合せからなる色彩のみからなる商標である。色彩の組合せとしては、赤色（RGBの組合せ：R255, G0, B0）、青色（RGBの組合せ：R0, G0, B255）、黄色（RGBの組合せ：R255, G255, B0）、緑色（RGBの組合せ：R255, G128, B0）であり、配色は、上から順に、赤色が商標の50パーセント、同じく青色25パーセント、黄色15パーセント、緑色10パーセントとなっている。

(ロ) 商品等における位置を特定した色彩のみからなる商標について、願書に記載した商標が、商標登録を受けようとする色彩を当該色彩のみで描き、その他の部分を破線で描く等により当該色彩及びそれを付する商品等における位置が特定できるように表示してあり、商標の詳細な説明にも、その旨を認識し得る記載がなされている場合。

(例 2) 色彩の組合せ

【商標登録を受けようとする商標】



【色彩のみからなる商標】

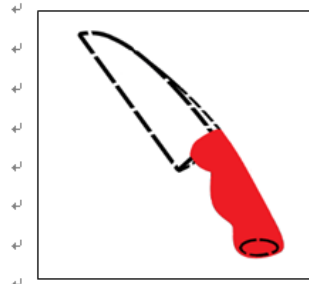
【商標の詳細な説明】

商標登録を受けようとする商標（以下「商標」という。）は、色彩の組合せからなる色彩のみからなる商標である。色彩の組合せとしては、赤色（RGBの組合せ：R255, G0, B0）、青色（RGBの組合せ：R0, G0, B255）、黄色（RGBの組合せ：R255, G255, B0）、緑色（RGBの組合せ：R255, G128, B0）であり、配色は、上から順に、赤色が商標の50パーセント、同じく青色25パーセント、黄色15パーセント、緑色10パーセントとなっている。

(ロ) 願書に記載した商標が、商標登録を受けようとする色彩を当該色彩のみで描き、その他の部分を破線で描く等により当該色彩及びそれを付する商品等における位置が特定できるように表示した一又は異なる二以上の図又は写真であって、商標の詳細な説明に、色彩のみからなる商標であると認識し得る記載がなされている場合。

(例 1) 商品等における位置を特定する場合

【商標登録を受けようとする商標】



【色彩のみからなる商標】

【商標の詳細な説明】

商標登録を受けようとする商標（以下「商標」という。）は、色彩のみからなる商標であり、包丁の柄の部分に赤色（RGBの組合せ：R255, G 0, B 0）とする構成からなる。

なお、破線は、商品の形状の一例を示したものであり、商標を構成する要素ではない。

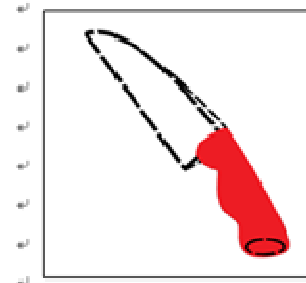
【指定商品又は指定役務並びに商品及び役務の区分】

【第 8 類】

【指定商品（指定役務）】包丁

(例 1) 商品等における位置を特定する場合

【商標登録を受けようとする商標】



【色彩のみからなる商標】

【商標の詳細な説明】

商標登録を受けようとする商標（以下「商標」という。）は、色彩のみからなる商標であり、包丁の柄の部分に赤色（RGBの組合せ：R255, G 0, B 0）とする構成からなる。

なお、破線は、商品の形状の一例を示したものであり、商標を構成する要素ではない。

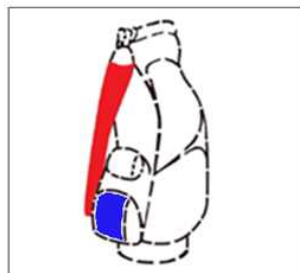
【指定商品又は指定役務並びに商品及び役務の区分】

【第 8 類】

【指定商品（指定役務）】包丁

(例 2) 商品等における位置 (複数) を特定する場合

【商標登録を受けようとする商標】



【色彩のみからなる商標】

【商標の詳細な説明】

商標登録を受けようとする商標 (以下「商標」という。) は、色彩のみからなる商標であり、ゴルフクラブ用バッグのベルトの部分に赤色 (RGBの組合せ: R255, G 0, B 0) とする構成からなる。

なお、破線は、商品の形状の一例を示したものであり、商標を構成する要素ではない。

【指定商品又は指定役務並びに商品及び役務の区分】

【第28類】

【指定商品 (指定役務)】 ゴルフクラブ用バッグ

1 0. 音商標について

音商標である旨の記載があっても、願書に記載した商標、経済産業省令で定める物件 (以下「物件」という。) 及び商標の詳細な説明から、願書に記載した商標が音商標を構成するものと認められない場合には、本項柱書により商標登録を受けることができる商標に該当しない。

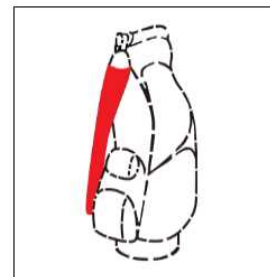
(1) 音商標と認められない例

(イ) 願書に記載した商標に、音を特定するため以外の楽曲のタイトルや作曲者名等の記載がなされている場合

(ロ) 願書に記載した商標が、商標法施行規則第 4 条の 5 に定める方法以外の方法で記載されている場合。

(例 2) 商品等における位置を特定する場合

【商標登録を受けようとする商標】



【色彩のみからなる商標】

【商標の詳細な説明】

商標登録を受けようとする商標 (以下「商標」という。) は、色彩のみからなる商標であり、ゴルフクラブ用バッグのベルトの部分に赤色 (RGBの組合せ: R255, G 0, B 0) とする構成からなる。

なお、破線は、商品の形状の一例を示したものであり、商標を構成する要素ではない。

【指定商品又は指定役務並びに商品及び役務の区分】

【第28類】

【指定商品 (指定役務)】 ゴルフクラブ用バッグ

1 1. 音商標について

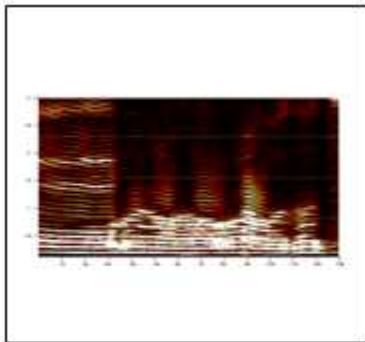
音商標である旨の記載があっても、願書に記載した商標、経済産業省令で定める物件 (以下「物件」という。) 及び商標の詳細な説明から音商標と認められない場合には、第 3 条第 1 項柱書の規定により商標登録を受けることができる商標に該当しないものとする。

(1) 音商標と認められない例

(イ) 願書に記載した商標に、楽曲のタイトルや作曲者名等の音商標の構成要素ではないものが記載されている場合。

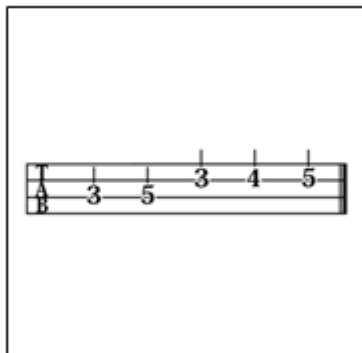
(ロ) 文字又は五線譜以外で記載されている場合。

(例 1) サウンドスペクトログラム (ソノグラム) により記載されている場合



(注) サウンドスペクトログラム (ソノグラム) とは、音を、音響分析装置によって周波数・振幅分布・時間の三次元で表示した記録図のこと。

(例 2) タブラチュア譜 (タブ譜、奏法譜) や文字譜により記載されている場合

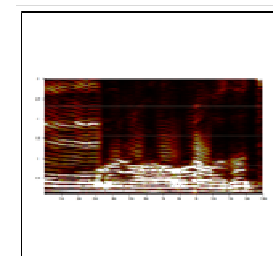


(注) タブラチュア譜とは、楽器固有の奏法を文字や数字で表示した楽譜のこと、現在では、ギターの楽譜として多く用いられている。

(2) 音商標と認められる例

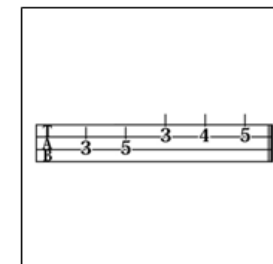
願書に記載した商標が、商標法施行規則 4 条の 5 に規定された方法により記載され、音を特定するための次に掲げる事項の記載がなされている場

(例 1) サウンドスペクトログラム (ソノグラム) により記載されている場合



(注) サウンドスペクトログラム (ソノグラム) とは、音を、音響分析装置によって周波数・振幅分布・時間の三次元で表示した記録図のこと。

(例 2) タブラチュア譜 (タブ譜、奏法譜) や文字譜により記載されている場合



(注) タブラチュア譜とは、楽器固有の奏法を文字や数字で表示した楽譜のこと、現在では、ギターの楽譜として多く用いられている。

(2) 音商標と認められる例

(イ) 次のすべての事項が記載された五線譜により記載されている場合

合。

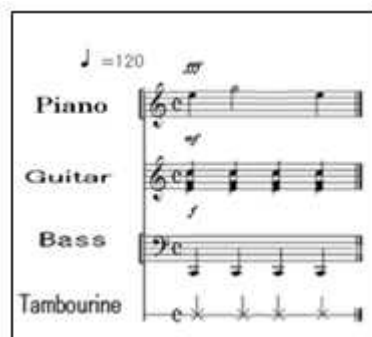
(イ) 五線譜により記載されている場合

- ① 音符
- ② 音部記号（ト音記号等）
- ③ テンポ（メトロノーム記号や速度標語）
- ④ 拍子記号（4分の4拍子等）
- ⑤ 言語的要素（歌詞等が含まれるとき）

(例 1)



(例 2)

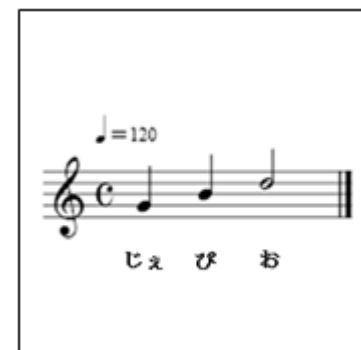


(注) 必要がある場合には、五線譜に加えて一線譜を用いて記載することができる。

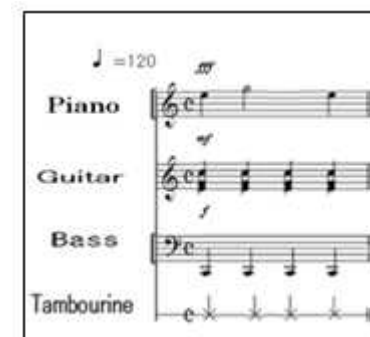
(例 3)

- ① 音符
- ② 音部記号（ト音記号等）
- ③ テンポ（メトロノーム記号や速度標語）
- ④ 拍子記号（4分の4拍子等）
- ⑤ 言語的要素（歌詞等が含まれるとき）

(例 1)

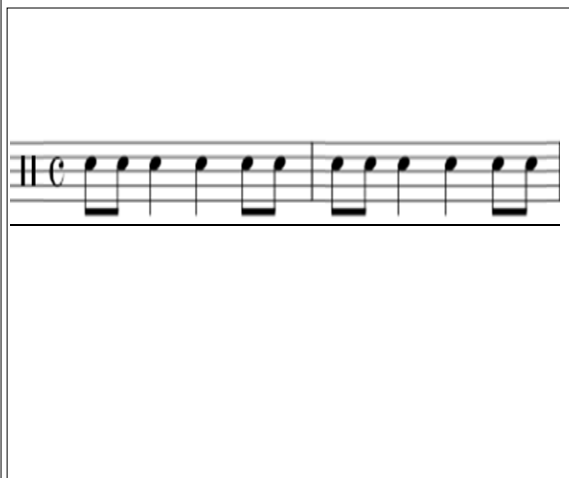


(例 2)



(注) 必要がある場合には、五線譜に加えて一線譜を用いて記載することができる。

【商標登録を受けようとする商標】



【音商標】

【商標の詳細な説明】

商標登録を受けようとする商標（以下「商標」という。）は音商標であり、音高のない打楽器であるタンバリンを使用して演奏している。

商標は、五線譜中の第三間を一線譜として使用して記載しているものである。

（注）演奏楽器として音高のない打楽器のみを使用している場合にかぎり、五線譜中の一線を用いて一線譜として記載ができる。

（㍗）文字により記載されている場合

① 音の種類

擬音語又は擬態語と組み合わせる等の方法により特定して記載する（例えば、「ニャー」という猫の鳴き声、「パンパン」と手をたたく音、「ピューピュー」と風の吹く音、「ゴーゴー」と風の吹く音、「カチャカチャ」と機械が動く音、「ウィンウィン」と機械が動く音。）。

② その他音を特定するために必要な要素

音の長さ（時間）、音の回数、音の順番、音の変化等を記載するものとする。

（㍗）次の事項が文字により記載されている場合

① 音の種類

擬音語又は擬態語と組み合わせる等の方法により特定して記載するものとする（例えば、「ニャー」という猫の鳴き声、「パンパン」と手をたたく音、「ピューピュー」と風の吹く音、「ゴーゴー」と風の吹く音、「カチャカチャ」と機械が動く音、「ウィンウィン」と機械が動く音。）。

② その他音を特定するために必要な要素

音の長さ（時間）、音の回数、音の順番、音の変化等を記載するものとする。
なお、音の変化とは、音量の変化、音声の強弱、音のテンポの変化等のことをいう。

（例）

なお、音の変化とは、音量の変化、音声の強弱、音のテンポの変化等のことをいう。

(例)

本商標は、「パンパン」と2回手をたたく音が聞こえた後に、「ニャオ」という猫の鳴き声が聞こえる構成となっており、全体で3秒間の長さである。

本商標は、「パンパン」と2回手をたたく音が聞こえた後に、「ニャオ」という猫の鳴き声が聞こえる構成となっており、全体で3秒間の長さである。

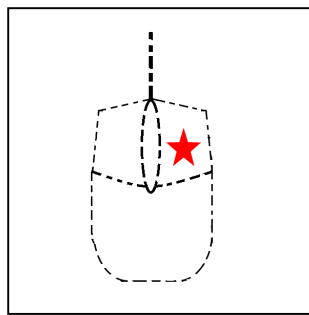
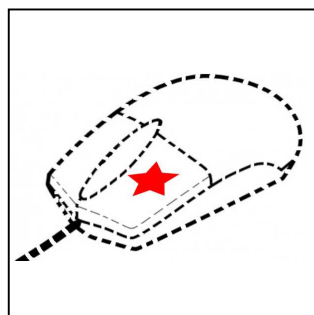
1.1. 位置商標について

位置商標である旨の記載があっても、願書に記載した商標及び商標の詳細な説明から願書に記載した商標が位置商標を構成するものと認められない場合には、本項柱書により商標登録を受けることができる商標に該当しない。

(1) 位置商標と認められない例

(イ) 願書に記載した商標から、標章を付する位置が特定されない場合。

(例) 複数の図によって記載されているが、各図において、商標に係る標章の位置が異なるため、標章を付する商品中の位置が特定できない場合



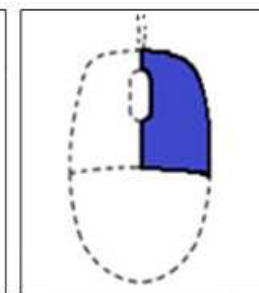
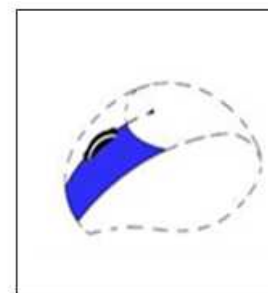
1.2. 位置商標について

位置商標である旨の記載があっても、願書に記載した商標及び商標の詳細な説明から位置商標と認められない場合には、第3条第1項柱書の規定により商標登録を受けることができる商標に該当しないものとする。

(1) 位置商標と認められない例

願書に記載した商標から位置商標と認められない場合。

(例) 複数の図によって記載されているが、各図において、商標に係る標章の位置が異なるため、標章を付する商品中の位置が特定できない場合



(ロ) 願書に記載した商標に色彩のみからなると認識し得る記載があり、商標の詳細な説明に、標章が色彩のみであると認識させる記載がされている場合

【商標登録を受けようとする商標】



【位置商標】

【商標の詳細な説明】

商標登録を受けようとする商標（以下「商標」という。）は、包丁の柄の部分を赤色とする構成からなる。

なお、破線は、商品の形状の一例を示したものであり、商標を構成する要素ではない。

【指定商品又は指定役務並びに商品及び役務の区分】

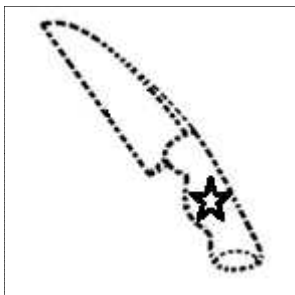
【第 8 類】

【指定商品（指定役務）】包丁

(注)この場合、商標記載欄の記載が詳細な説明により標章が色彩のみだと特定されてしまう。そのため、第 3 条第 1 項柱書及び第 5 条第 5 項の要件を満たさないことの拒絶理由を同時に通知し、標章が図形等と色彩の組み合わせからなるものであることが明確になるよう補正されれば、通知した拒絶理由の双方が解消するものとする。

(ハ) 位置を特定するために記載された商品等の形状が、指定商品等の形状として想定し得ない場合

【商標登録を受けようとする商標】



【位置商標】

【商標の詳細な説明】

商標登録を受けようとする商標（以下「商標」という。）は、標章を付する位置が特定された位置商標であり、包丁の柄の中央部分の左側面に付された星形の図形からなる。なお、破線は、商品の形状の一例を示したものであり、商標を構成する要素ではない。

【指定商品】第8類「はさみ類，包丁類，刀剣，すみつぼ類」

（注） この場合、第3条第1項柱書の要件を満たさない拒絶理由を通知し、包丁類，刀剣」に補正がされれば、拒絶理由は解消する。

(2) 位置商標と認められる例

願書に記載した商標が、商標に係る標章を実線で描き、その他の部分を破線で描く等により標章及びそれを付する商品中の位置が特定できるように表示したと認めることができ、商標の詳細な説明にも、その旨を認識し得る記載がなされている場合。

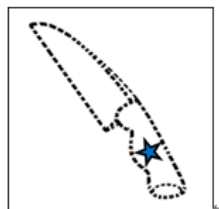
(例1)

(2) 位置商標と認められる例

願書に記載した商標が、商標に係る標章を実線で描き、その他の部分を破線で描く等により標章及びそれを付する商品中の位置が特定できるように表示した一又は異なる二以上の図又は写真であって、商標の詳細な説明に、位置商標と認識し得る記載がなされている場合。

(例1)

【商標登録を受けようとする商標】



【位置商標】

【商標の詳細な説明】

商標登録を受けようとする商標（以下「商標」という。）は、標章を付する位置が特定された位置商標であり、包丁の柄の中央部分の周縁に付された星形の図形からなる。

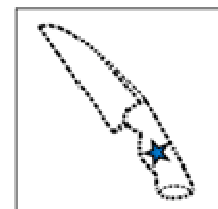
なお、破線は、商品の形状の一例を示したものであり、商標を構成する要素ではない。

【指定商品又は指定役務並びに商品及び役務の区分】

【第 8 類】

【指定商品（指定役務）】包丁

【商標登録を受けようとする商標】



【位置商標】

【商標の詳細な説明】

商標登録を受けようとする商標（以下「商標」という。）は、標章を付する位置が特定された位置商標であり、包丁の柄の中央部分の周縁に付された星形の図形からなる。

なお、破線は、商品の形状の一例を示したものであり、商標を構成する要素ではない。

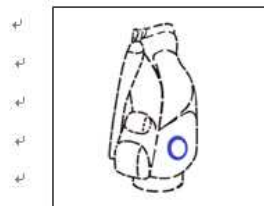
【指定商品又は指定役務並びに商品及び役務の区分】

【第 8 類】

【指定商品（指定役務）】包丁

(例 2)

【商標登録を受けようとする商標】



【位置商標】

【商標の詳細な説明】

商標登録を受けようとする商標（以下「商標」という。）は、標章を付する位置が特定された位置商標であり、ゴルフクラブ用バッグの側面下部に付された図形からなる。

なお、破線は、商品の形状の一例を示したものであり、商標を構成する要素ではない。

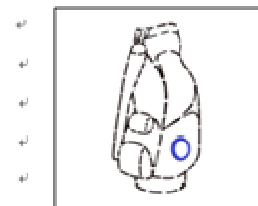
【指定商品又は指定役務並びに商品及び役務の区分】

【第28類】

【指定商品（指定役務）】ゴルフクラブ用バッグ

(例 2)

【商標登録を受けようとする商標】



【位置商標】

【商標の詳細な説明】

商標登録を受けようとする商標（以下「商標」という。）は、標章を付する位置が特定された位置商標であり、ゴルフクラブ用バッグの側面下部に付された図形からなる。

なお、破線は、商品の形状の一例を示したものであり、商標を構成する要素ではない。

【指定商品又は指定役務並びに商品及び役務の区分】

【第28類】

【指定商品（指定役務）】ゴルフクラブ用バッグ

商標法 4 条 1 項 6 号

商標審査基準たたき台（案）	現行の商標審査基準
五、第 4 条第 1 項第 6 号（国、地方公共団体等の著名な標章） 国若しくは地方公共団体若しくはこれらの機関、公益に関する団体であつて営利を目的としないもの又は公益に関する事業であつて営利を目的としないものを表示する標章であつて著名なものと同一又は類似の商標 1. 「国、地方公共団体若しくはこれらの機関」について (1) 「国」とは日本国をいう。 (2) 「地方公共団体」とは、地方自治法一条の三 にいう普通地方公共団体（都道府県及び市町村）及び特別地方公共団体（特別区、地方公共団体の組合及び財産区）をいう。 (3) 「これらの機関」とは、国については立法、司法、行政の各機関をいい、地方公共団体については、これらに相当する機関（司法を除く）をいう。 2. 「公益に関する団体であつて営利を目的としないもの」について 「公益に関する団体であつて営利を目的としないもの」であるか否かについては、当該団体の設立目的、組織及び公益的な事業の実施状況等を勘案して判断するものとする。この場合、国内の団体若しくは海外の団体であるか又は法人格を有するか否かを問わない。 (該当例) ・公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律による認定を受けた公益社団法人または公益財団法人（例：日本オリンピック委員会） ・特別法に基づき設立された社会福祉法人、学校法人、医療法人、宗教法人、特定非営利活動法人、独立行政法人（例：日本貿易振興機構）など ・政党 ・国際オリンピック委員会（I O C） ・国際パラリンピック委員会（I P C）及び日本パラリンピック委員会（J P C） ・キリスト教青年会（Y M C A） 3. 「公益に関する事業であつて営利を目的としないもの」について	五、第 4 条第 1 項第 6 号（国、地方公共団体等の著名な標章） 国若しくは地方公共団体若しくはこれらの機関、公益に関する団体であつて営利を目的としないもの又は公益に関する事業であつて営利を目的としないものを表示する標章であつて著名なものと同一又は類似の商標 1. 都道府県、市町村、都営地下鉄、市営地下鉄、市電、都バス、市バス、水道事業、大学、宗教団体、オリンピック、I O C、J O C、ボーイスカウト、J E T R O 等を表示する著名な標章等は、本号の規定に該当するものとする。

「公益に関する事業であって営利を目的としないもの」であるか否かについては、当該事業の目的及びその内容並びに事業主体となっている団体の設立目的及び組織等を勘案して判断する。この場合、事業が国内又は海外のいずれにおいて行われているかを問わない。

(該当例)

- ・ 地方自治体や地方公営企業等が行う水道事業、交通事業、ガス事業
- ・ 国や地方自治体が実施する事業（施策）
- ・ 国際オリンピック委員会（I O C）や日本オリンピック委員会（J O C）が行う競技大会であるオリンピック
- ・ 国際パラリンピック委員会（I P C）や日本パラリンピック委員会（J P C）が行う競技大会であるパラリンピック

4. 「表示する標章」について

国若しくは地方公共団体若しくはこれらの機関、公益に関する団体であって営利を目的としないもの又は公益に関する事業であって営利を目的としないもの（以下、「国等」という。）を「表示する標章」には、国等の正式名称のみならず、略称、俗称、シンボルマークその他需要者に国等を想起させる表示を含む。（公益に関する団体であって営利を目的としないものを表示する標章の例）

- ・ 国際オリンピック委員会の略称である「I O C」及び日本オリンピック委員会の略称である「J O C」

（公益に関する事業であって営利を目的としないものを表示する標章の例）

- ・ 国際オリンピック委員会（I O C）や日本オリンピック委員会（J O C）が行う競技大会であるオリンピックを表示する標章としての「オリンピック」及び「O L Y M P I C」、その俗称としての「『五輪』の文字」、そのシンボルマークとしての「五輪を表した図形（オリンピックシンボル）」
- ・ 国や地方自治体が実施する事業（施策）の略称

5. 「著名なもの」について

(1) 「著名」の程度については、国等の権威、信用の尊重や国等との出所の混同を防いで需要者の利益を保護するという公益保護の趣旨に鑑み、周知度が必ずしも全国的であることを要しない。

(2) 「著名なもの」に該当するか否かについては、使用に関する事実、例えば、次の①ないし④の事実を総合勘案して判断する。この場合、標章によっては、短期間で著名となる蓋然性が高いと認められる場合があることに留意する。

①実際に使用されている標章 ②標章の使用開始時期、使用期間、使用地域 ③標章の広告又は告知の方法、回数及び内容 ④一般紙、業界紙、雑誌又は他者のウェブサイト等における紹介記事の掲載回数及び内容 6.「同一又は類似の商標」について 本号における類否は、国等の権威、信用の尊重や国等との出所の混同を防いで需要者の利益を保護するという公益保護の観点から、これら国等を表示する標章と紛らわしいか否かをもって判断する。	
--	--